

加入率が低いというのは御指摘のとおりでございます。

この問題につきましては、直接的には雇用保険を所管しております労働省の問題でもあらうかと思は思いますけれども、ただし、先生今御指摘のように、今回の雇用保険法の改正等によりまして、

育児休業給付の問題あるいは雇用継続の給付の問題という新たな問題も生じてきておるわけでございまして、私立学校関係者にも、雇用関係法の趣旨仕組み等につきまして、文部省といたしましてもできるだけの理解を求める努力をいたしてまいりたい、かように思つておるところでございま

す。

○濱田(健)委員 その辺も、先ほど申し上げましたように、雇用保険と退職共済年金の調整規定等が入る中で、私もどつちがどうというふうにはなかなか言えないのですが、その辺の教宣はよろしくお願いをしたいというふうに思います。

三点目ですが、国家公務員、地方公務員の共済制度の場合には、長期給付の掛金率は、その所要財源率に一定の修正率、これは八割となつてます、それを掛けて決めておられます。私学共済の場合にはすべて一〇%という形になつておりますが、このような制度間で対応が異なつている。國家公務員、地方公務員の共済は、歴史的に長い、成熟した共済であるということが言えると思います。私学の場合、まだ昭和二十九年からといふ場合はすべて一〇%といふ形になつておりますが、このような制度間で対応が異なつている。國

会議決定を行つておるわけでございまして、昭和六十一年度に各制度を横断する形での基礎年金制度の導入を中心とした改革を既に実施しておりますし、また平成元年度には、各制度統一的な年金額の改善措置の実施やら、あるいは完全物価スラ

イド制の実施やらといふことで、給付の上の均衡化に對応して、公的年金制度の一元化を完了させるという内容の閣議決定を行つておるわけでございます。

ただ、それに対しまして、私学共済につきましては、先ほどの第一の選択肢にありました修正率を掛けてということとは従来からやつてきておらなければ、基本的にはやはり両共済の成熟度の差異といふのは先生御指摘のとおりでございまして、この辺は、いうところに発するのではなかろうかと思っておりまして、国共済等に対しても成熟度の低いと申しますが、まだ若い制度である私学共済制度としては、後の世代の負担を十分考慮して、必ずしも修正率を掛けないままに掛金率を算定するといふことによって年金財政の運営を図つてきている、こ

ういうことでござります。

○濱田(健)委員 はい、わかりました。

四点目ですが、公的年金の一元化という大きな命題がございます。そのスケジュールがどうなっているのかということでございます。

私学共済の年金財政の健全化努力、そして私学

振興に寄与してきた実績は高く評価されるべきだ

ることは、なかなか専門技術的な問題が含まれておるわけございます。国共済の場合には、既に今回の改正に絡みまして掛金率といふのが定められております。一方におきまして、私立学校共済の方には、来年四月の定期改定ということによりまして掛金率の改定を行う、そういう予定になつておるわけでございます。

○雨宮政府委員 掛金率をどう算定するかという命題がございます。そのスケジュールがどうなっているのか、御見解をお願いいたします。

国家公務員共済組合の方につきましては、大蔵

省の通知を受けまして、それを国家公務員共済組合の方で検討して、それに従つて掛金率を定める

ときましては、昭和五十九年の二月の閣議決定に

おきまして、高齢化社会の到来と社会経済情勢の

変化に対応して、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るために、昭和七十年を日程に、一元化につきまして、昭和七十年を日程に公

式年金制度全体の一元化を完了させるという内容の閣議決定を行つておるわけでございます。

これを受けまして、これまでに、昭和六十一年

度に各制度を横断する形での基礎年金制度の導入を中心とした改革を既に実施しておりますし、また平成元年度には、各制度統一的な年金額の改善措置の実施やら、あるいは完全物価ス

ラウンド制の実施やらといふことで、給付の上の均衡化に對応して、公的年金制度の一元化を完了させるというものを模索しているというふうにおつしや

いました。最終的には、政治家がどのような形でこれが受けまして、これまでに、昭和六十一年

度に各制度を横断する形での基礎年金制度の導入を中心とした改革を既に実施しておりますし、また平成元年度には、各制度統一的な年金額の改善措置の実施やら、あるいは完全物価ス

ラウンド制の実施やらといふことで、給付の上の均衡化に對応して、公的年金制度の一元化を完了させるというものを模索しているといふふうにおつしや

いました。最終的には、政治家がどのような形でこれが受けまして、これまでに、昭和六十一年

度に各制度を横断する形での基礎年金制度の導入を中心とした改革を既に実施しておりますし、また平成元年度には、各制度統一的な年金額の改善措置の実施やら、あるいは完全物価ス

ラウンド制の実施やらといふことで、給付の上の均衡化に對応して、公的年金制度の一元化を完了させるといふふうにおつしや

多くを準用しておるという格好になつておるわけでございます。もう一つは、公的被用者年金制度全体に共通する仕掛けということで、公的被用者年金制度のうちの大半を占める厚生年金保険制度、これにもまた依拠する、こういう両面を持つておるわけでございます。

先生今御指摘の障害共済年金ということでおきましては、厚生年金法の系列の立て方とは別に、むしろ国家公務員共済組合法の立て方と軌を一にしております。すなわち、基本的には組合員である間は共済年金といふのは出さないのであるという思想の上に立っておき上がつておるわけでございまして、したがつて、厚生年金の方が障害厚生年金の受給権者として厚生年金法に書いてあることと異なった立て方をしておるということでございます。

ただ、今回の改正におきましては、先ほど二十一万というお話をございましたけれども、今回の改正案におきましては、これにつきまして三十万というよう改正をいたしておりまして、いわば在職中にもらい得る障害基礎年金の要件がその分緩やかになったということは言えようかと思つておきます。

○濱田(健)委員 時間がなくなりました。あと二点準備をしていたんですけど、これは私の思いとして聞いていただきたいと思います。

今、少し審議官が触れられましたが、在職老齢年金の内容についてであります。これは私共済だけとは限りません。提案によりますと、月収が三十六万以上になると年金を支給しないという状況が生まれてくる、年金がもらえないという状況が出てきます。

私は、年金の支給年齢を六十歳から六十五歳まで引き上げるという状況の中で、こういう状況の中では、この年代の皆さん方の同じ職場で働き続けるという意欲、これらは減退していくだらうというふうに思うのです。せめて私の思いとしては、この枠を四十万から五十万ぐらいの上限に置くべきではないか、そのような声がたくさんある

ということをお知らせをしておきたいと思います。

国家公務員の皆さん方が、変な言い方ですが、天下りされて別な場所に行かれる。私の持つていてますけれども、これにつきましては、厚生年金法の立て方とは別に、むしろ国家公務員共済組合法の立て方と軌を一にしております。すなわち、基本的には組合員である間は共済年金といふのは出さないのであるという思想の上に立っておき上がつておるわけでございまして、したがつて、厚生年金の方が障害厚生年金の受給権者として厚生年金法に書いてあることと異なった立て方をしておるということでございます。

ただ、今回の改正におきましては、先ほど二十一万というお話をございましたけれども、今回の改正案におきましては、これにつきまして三十万というよう改正をいたしておりまして、いわば在職中にもらい得る障害基礎年金の要件がその分緩やかになったということは言えようかと思つておきます。

○伊吹委員長 濱田健一君の質疑はこれにて終了いたしました。

次に、西博義君。

○西委員 改革の西博義でございます。改革の皆さんのお許しを得て、何点かにわたって質問をさせていただきたいと存じます。

まず初めに、先ほど濱田委員からも若干質問がございましたけれども、この公的年金の一元化についての文部省の見解をお伺いをしたいと思います。

については昭和五十九年の閣議決定で、平成七年をめどに一元化を完了する、こういうことが言わ

れております。これに向けて、これまで種々の施策が講じられてきたところでございます。国民共通のこの基礎年金を導入することや、それから各制度における共通給付部分についての費用負担の調整、これを行う被用者年金制度間の調整事業も既に実施されておるところでございます。

そこで、公的年金のこの一元化、平成七年と言つておりますが、これに向けて私学共済の立場で、あとどのような課題があるのかということをお伺いをさせていただきたいと思います。さらには、年金の一元化についての文部省の考え方及び今後の取り組みについて一言お伺い申し上げます。

○雨宮政府委員 先生御指摘のような経過をたどりまして、現在公的年金制度の一元化に関する懇談会におきまして検討が進められているところでございます。回答は必要ございませんので、私の思ひとして受け取つていただきたいと思つます。時間が来ましたから、終わります。ありがとうございました。

○伊吹委員長 濱田健一君の質疑はこれにて終了いたしました。

次に、西博義君。

○西委員 改革の西博義でございます。改革の皆さんのお許しを得て、何点かにわたって質問をさせていただきたいと存じます。

まず初めに、先ほど濱田委員からも若干質問がございましたけれども、この公的年金の一元化についての文部省の見解をお伺いをしたいと思いま

しておきます。これに向け、これまで種々の施策が講じられてきたところでございます。国民共通のこの基礎年金を導入することや、それから各制度における共通給付部分についての費用負担の調整、これを行う被用者年金制度間の調整事業も既に実施されておるところでございます。

そこで、公的年金のこの一元化、平成七年と言つておりますが、これに向けて私学共済の立場で、あとどのような課題があるのかということをお伺いをさせていただきたいと思います。さらには、年金の一元化についての文部省の考え方及び今後の取り組みについて一言お伺い申し上げます。

○雨宮政府委員 先生御指摘のような経過をたどりまして、現在公的年金制度の一元化に関する懇談会におきまして検討が進められているところでございます。回答は必要ございませんので、私の思ひとして受け取つていただきたいと思つます。時間が来ましたから、終わります。ありがとうございました。

○伊吹委員長 濱田健一君の質疑はこれにて終了いたしました。

次に、西博義君。

○西委員 改革の西博義でございます。改革の皆さんのお許しを得て、何点かにわたって質問をさせていただきたいと存じます。

まず初めに、先ほど濱田委員からも若干質問がございましたけれども、この公的年金の一元化についての文部省の見解をお伺いをしたいと思いま

しておきます。これに向け、これまで種々の施策が講じられてきたところでございます。国民共通のこの基礎年金を導入することや、それから各制度における共通給付部分についての費用負担の調整、これを行う被用者年金制度間の調整事業も既に実施されておるところでございます。

そこで、公的年金のこの一元化、平成七年と言つておりますが、これに向けて私学共済の立場で、あとどのような課題があるのかということをお伺いをさせていただきたいと思います。さらには、年金の一元化についての文部省の考え方及び今後の取り組みについて一言お伺い申し上げます。

○雨宮政府委員 先生御指摘のような経過をたどりまして、現在公的年金制度の一元化に関する懇談会におきまして検討が進められているところでございます。回答は必要ございませんので、私の思ひとして受け取つていただきたいと思つます。時間が来ましたから、終わります。ありがとうございました。

○伊吹委員長 濱田健一君の質疑はこれにて終了いたしました。

次に、西博義君。

○西委員 改革の西博義でございます。改革の皆さんのお許しを得て、何点かにわたって質問をさせていただきたいと存じます。

まず初めに、先ほど濱田委員からも若干質問がございましたけれども、この公的年金の一元化についての文部省の見解をお伺いをしたいと思いま

万人全国でいらっしゃるという結果が出ております。その中身を、さらにこの報告によりますと、第一号被保険者の未加入者の中の主な特性として、都市部の若年層に集中をしておる。さらにこの三割は二十歳代の子供であって、扶養されているということですね、子供で、その七割は未就業である、働いていない人である、こういう未就業ということです、かなり学生が含まれているのではなかいか、こういうふうに思われます。

もう一つ特性としては、家計支出は加入者とはほとんど差がない、つまり、支払えないから払つていいのではないか、知らないのではないか。制度そのものに積極的に加入する気持ちがないのではないかということが言われております。

この調査によりますと、さらに未加入者全体のうち三八%くらいの人は、国民年金に加入しなければならないという義務を知らないという結果が出ております。これまでも国民年金に加入していない人たちに対する対策として、制度の理解を深めるための幾つかの努力がなされていることは存じておりますけれども、さらにこの未加入者の加入に対する促進、これを図るために、例えば大学入学時だとか新学期の登録時とか、そういうときに通知を改めて出して注意を喚起するなど、協力をお願いをできないかということです。

国民年金は、世代間の扶養が原則でござります。若い人たちが積極的にこの国民年金の意義を理解をして、そして老齢者を支えていくという非常に高齢化社会を迎えて大切な問題ではなかろうかと思います。その点についての御見解をひとつお願いをいたします。

○吉田(茂)政府委員 御指摘のように、国民年金法の一部改正によりまして、平成三年四月一日から二十歳以上の学生は当然加入といふことに相違なかったわけでございます。この制度の発足に先立ちまして、平成三年の一月に各大学等へ二十歳以上の学生の国民年金への加入についてといふことを周知徹底方を図ったわけでございますが、現在、先ほどの調査によりますと、未加入者の四

五%が二十歳代であるというような状況で、学生の未加入者が多いのではないかという推定がなされるわけでございます。

平成三年に周知、普及を図るための通知を各大学等に行つたわけですが、このたび、この社会保険庁の調査の結果を踏まえまして、この十月に入りまして、全国国立大学学生部長協議会等において、加入方の指導を行つたところでござります。さらに、この十月中に全国の厚生補導研究会、これは国公私立大学の厚生補導の担当者の集まりでございますが、十月中旬厚生補導研究会を開きまして、国民年金制度の趣旨の周知徹底、普及を指導してまいりたい。その際の一つのやり方として、御指摘がございましたように、入學時におきますオリエンテーションなりあるいはガイドナンスなり、そういうところでの周知、普及、そういったことも含めまして、その点努力をされたいといったことを含めまして、その点努力をされたい、かように考えております。

○西委員 できれば大臣にも一言お願いできればと思います。

○与謝野國務大臣 先生御指摘のように、二十歳になりましたら国民年金に加入しなければならない、これは二十歳を過ぎた大学生あるいはその他のお学生についても同じことでございます。

私の体験からしますれば、二十歳になります息子のところに役所から、国民年金に入つてください、入る義務がありますという通知が来て初めて家族のみんながそういう義務があるということを、義務が存在するということを知るというのが現在のまだまだ社会の実態ではないかと思います。

しかしながら、こういう国民年金の重要性にかんがみまして、文部省も学校現場においてやはりこういう国民年金に加入の義務があるということを学生の皆様方にお知らせをするということは、大学御当局の、あるいは学校御当局の理解と協力をいただきながら、文部省のできます範囲できちんとやしていく必要がある、そのように考えておられます。

○西委員 前向きな発言、大変にありがとうございます。いましても増して御努力をお願い申し上げたいと思います。

続きまして、学校週五日制について若干の御質問をさせていただきたいと思います。

平成四年の九月から第二土曜日を休業日とする学校週五日制が実施をされまして二年が経過をいたしました。この週五日制につきましては、ただ月に一回休みが多くなるということだけではなくて、この機会に学校、家庭、それから地域社会に

おける教育のあり方を見直すと同時に、教育の質の転換を図るという大きな命題があつたように考えております。それに向かって、この三者ともそれがれの立場で努力をされてきており、月一回の学校週五日制は定着をし、正当におおむね評価をされておりました。さらに、この間に文部省は月二回の学校週五日制を目指して調査研究協力校を指定をし、そして今月集計結果を発表されております。非常に多岐にわたっておりますが、その結果について文部省の見解を一言簡潔にお願いをしたいと思います。

○野崎政府委員 お答え申し上げます。

月二回の学校週五日制の研究につきましては、平成四年の五月に幼稚園から高等学校、特殊教育諸学校を含めまして六百四十二校を指定したわけですが、その中で、授業時数の運用の工夫でございます。その中で、授業時数の運用の工夫改善、それから指導内容及び指導方法の工夫改善、学校運営上の工夫といふような点につきましてはございませんで、それぞれ各学校の事情があつたわけでございませんで、それぞれ各学校の事情があつたわけでございますので、休みとなる土曜日の分についての工夫もしていただいたわけございません。これは一律にどうすれば一番いいといふこと

して授業時数の配当の工夫をするとか、いろいろなことがありますから、その分をどこかに上乗せをするというようなことが問題としてあるわけでござりますけれども、その点につきましては、週のうち休業日となる土曜日以外の曜日の授業時数を徒歩よりやすということについては、中学校では三割五割、それから小学校では四割、高等学校では三割を超える協力校、それから特殊教育諸学校では二割を超える協力校で取り組みを行つたわけでござります。それらの学校では、年間を通じて授業時間数がふえるということが、高等学校では三割、中学校では四割強、小学校で四割近く、特殊教育諸学校で二割近くというような実情がござります。また、いずれも、週当たりの増加授業時間数で見ますと一単位時間未満あるいは一単位時間といふ時間がふえることが多い、こういうような状況でございます。

○西委員 そして、それに伴います、一ヶ月を見通した児童生徒の学習負担がどうかという点につきましては、も調べたわけでございますが、増加したとは思わないというものが高等学校で八割を超えております。

それから中学校、小学校でも五割を超えておりましたが、いずれも、週当たりの増加授業時間数で見ますと一単位時間未満あるいは一単位時間といふ時間がふえることが多い、こういうような状況でございます。

そこで、児童生徒の学習負担がどうかという点につきましては、も調べたわけでございますが、増加したとは思わないというものが高等学校で八割を超えております。それから中学校、小学校でも五割を超えておりましたが、いずれも、週当たりの増加授業時間数で見ますと一単位時間未満あるいは一単位時間といふ時間がふえることが多い、こういうような状況でございます。

○西委員 そして、それに伴います、一ヶ月を見通した児童生徒の学習負担がどうかという点につきましては、も調べたわけでございますが、増加したとは思わないというものが高等学校で八割を超えております。それから中学校、小学校でも五割を超えておりましたが、いずれも、週当たりの増加授業時間数で見ますと一単位時間未満あるいは一単位時間といふ時間がふえることが多い、こういうような状況でございます。

○西委員 ただいま種々御説明をいただきました。ただ、私もこの協力校の取り組みを見せていただき、さすが指定をされたところだけあって、本當に意欲的に取り組んでおられるなどいろいろ感じております。それで、小学校で約四〇%、中学校に

なりますと五〇%のところが一年間を通じて一時ないし二時間の上乗せをしているということは、かなりの生徒に対する負担がふえているのではないかというふうに思います。教える側ではなくて、学ぶ生徒の感覚ということをもう少しやはり考へいかなければならないのではないかといふ感想を持っております。生徒に対して、みずから学ぶ意欲と、主体的に考え方判断し、行動できる能力をつけるという学力観を定着させ、さらに創造力を高める。また個性を生かす教育をしていくためには、私も二十年教師の経験をしてきましたけれども、やはり今まで以上に時間が必要です。

それに対しても、今のそのままのカリキュラムといいますかそのままの指導要領で、また標準時数でも一日の土曜日を休みにするということに、無理というところではないかかもしれないけれども、やはり今まで以上に時間が必要であります。

てまいりたいと考えております。

○栗本委員 そのお答えでは諂ひにたらないし、むづかしいですか。要するに、二五%減が去年限りであるなら、なぜそれをアップした要求をしないのですか。それはまず要求ですから、最終的にはどうなるかわからないにしても、またそれがおできにならぬ立場でしよう。去年の内閣が悪かったのだからどうという話もできるわけですから。それについてもう一言お答えいただきたい。

年度の予算をベースにして新しい概算要求をつくるわけでござりますから、二五%がカットされると、どうぞ、う見是「立脚」にて所へ、スタートを切る

○栗本委員 全く納得できないのですが、しかし、私助成の確保という方向については多分、こうしたことにならざるを得ないと考えておられます。

私立学校にはおいでにならなかつた大臣と私ども、東京でもござりますし、一致思ひます。それで、ともに聞つていただきたいと思ひます。しかし、一般的な御要求を申し上げておきますが、一たん予算で何%でもカットされれば次は戻らないという前例を實際にはつくつてしまひますし、今後ともそういうことが絶対にないよう変えていくようだといふうに御要望を申し上げたいと申します。

さて、それで、その二五%減をベースにした西求の中でも非常に問題がある。というのは、七十億円増すなむち数字を申し上げれば、平成六年度予算額六百三十五億円。これは私立高等学校等経常費助成費補助、総額六百三十五億円になってしまったわけですが、これが七年度の概算要求は七百五億円であります。七十億円増ですかねーーー。〇%増である。これは、ほかの科目は、非常に小さいもの、小さいといいましても十億円台の下の方ですが、そうしたものの場合には比率として二〇%近いもの、一五%を超しているものでございますが、一百億を超すものの中では確かにそれは要求額の増としては多い。そういうことと

盛んにおっしゃる、だから頑張っているじゃないかと。しかし中身がうそなんですよ。中身が一般補助ではなくて特別補助すなわちもがつけられるものなんですね、こういうものに関してたっぱり出しますよと。これは個性ある教育という話と全然遊びやないか。

例えば、概算要求七十億円をえている中で、六十億円は特別補助なんです。これは一体中身的にはどういうことなのか、どういう目的であれば特別補助を増してやるよということになつていて、この点についてお答えいただきたい。事務局で結構です。

でございますが、そのうち二十六億円は特別補助でございます。これは、先生御指摘のように、教育改革推進特別経費というものがそのうち十七億円を占めておるわけでございますが、中身につきま

ましては、それぞれの私学が教育改革を推進していく、例えば国際化を進める、あるいは教員の研修に力を入れる、そういういた改革を進める場合に、それぞれの私立学校の案発でそういうものをやる、そういう場合に都道府県がそれに援助をする、それに対して国が補助金を出すというような中身でございまして、これは、例えば特色ある教育活動の推進であるとか、職業教育活性化の推進であるとか、今申し上げました国際化とか、そ

いった特別の教育改革をする場合に国がそれを財政的に援助をしていくこととございまして、これはあくまでも私立学校がみずから責任と判断において進める改革について支援をしていこうという内容であります。

○栗本委員 そのようにおっしゃられますけれども、現実に、例えば補助をおろす場合の審査に関してはどういうふうになつてているのか、全く下かから上げられてきたものについて並べて押しなべて判断をするのかという点に関して極めて疑問が実際にあるわけです。なぜならば、これは高等学校の場合、国際化といったって大体決まり切った国際化なんですよね。そのくせ日本人の語学力は、

私どもの世代も非常に悪いのですけれども、下の世代はもつと悪い。どうなつちやっているのか。外国に行く頻度は我々の百倍、二百倍もあるのですけれども、どうも日本語の普及度が広がったせいか、円の普及度が広がったせいか、もうデータ的にも出ている。じや国際化とは何だというと

しばしば運輸省と一緒になくて修学旅行をハワイに持っていくなんという話だったりする。こういったのが実際下から来ているのかどうか、そういう審査といいますか、認定といいますか、これに関してどういうシステムになっているのか、ちょっと簡単にお答えいただきたい。

ましていろいろな教育改革を進めておられると
いう一つの大きな状況があるわけでございます
が、その中から各都道府県に申請をする、都道府
県がそれを認定して文部省に申請をしてくるとい

う手続になりまして、一定の予算の枠がございま
すが、その中で都道府県が認定したものについてお
补助金を交付していくというシステムをとつてお
るわけでございます。

○栗本委員 都道府県の認定すなわち自治体の認
定だから文部省には余り責任がないというよううな
お話をされけれども、これはやりますと非常に長くな
なってしまいますから直接お申し込みいたします
けれども、現実には非常に支配的、せいぜいよく

言つて指導的なんですね。ですから私は、理念としてこうした特別措置、目的補助というのは基本的に減らしていくべきじゃないか。一般的に差し上げましよう、それは御自由にお使いください、こういうことでなきや、大体個性ある教育とか個性ある私学教育とかいったことに資はないのじやないかといふうに考えているわけですけれども、大臣、一般的にいかがでございましょうか。

○与謝野國務大臣 私学にお金を出して、それを自由に使わせたらいじやないか、いわば先生のおっしゃる目的的というのはひもつきと呼んでいい、そういうものはなるべく少なくしろ、こういう御趣旨の御質問だと思いますが、そういううえ

常費補助といふのは、まさに経常費といふ学校がある程度自由に使えるものに出しているわけでございまして、目的を持った補助といふのはまさに目的が存在するので出している補助で、性質が違うというふうに私は考えております。

○吉田（茂）政府委員 七十億円の内容につきまして、特別補助のお話がございましたので、そのうち十七七意円の教育改革推進特別経費について申し述べますけれども、経常費というのは何と何ですか。

——般補助をどうよいかものを立てるへあつてじゃないかということ、これは事務当局にお伺いしま

上げたわけでございますが、それを含めまして特別補助が二十六億円の増、もう一方で一般補助これにつきましては四十四億円、合わせて七十億円の増、こういうことになっておるわけでござい

○栗本委員 これももう少し自由財源的に使える
ように御指導いただきたい、今後御配慮いただき
す。 除きました教育研究経費ということをございまし
て、いろいろな人件費あるいは教育にかかるい
ろいろな費用、研究にかかるいろいろな費用、
そういうものが経常費の中心に相なつております。
ます。

お茶の水に文化学院という小さい、高校はお茶の水じゃなく、各種学校になっている学校がございまして、創立者は西村伊作というカリスト者でありますけれども、この主要な支えといいますか、実際に内部でも教えられて、学部長、学科長等の役割を果たされた方々に与謝野鉄幹、与謝野晶子御夫婦がおられるわけですけれども、これが今日に至るまで大学の認可を得ておりません。各種学校です。

なぜそういうことになるかといえば、自由な一つの理念を持ってやつていけばそれは認可がおりないからとということと、これは大学の問題でありますけれども、この主要な支えといいますか、実際に内部でも教えられて、学部長、学科長等の役割を果たされた方々に与謝野鉄幹、与謝野晶子御夫婦がおられるわけですけれども、これが今日に至るまで大学の認可を得ておりません。各種学校です。

ますが、本来なら高校もそうなんですが、高等学校で認可を受けない学校を出ますとその先の人生が制限されることになってしまいます。大学の場合は、某私立大学なんか卒業より中退の方が偉くないのですけれども、高校を出ていないとその先アメリカの大学にも行けないしというようなさまざまな制約が出てしまって、高校の認可はとつてありますから、国會議員にも十分なれますし、いいのですけれども、高校をしていないとその先アメリカの大学にも行けないしというようなさまざまおられるわけですね。私は、大学評論を国會議員としてでなくしてある場合にはここを非常に高く評価しているわけですから、現状のところはこれはやむを得ないかな。だけれども、よく考えてみたらおかしいのですよ。

私の「間違いだらけの大学選び」という本を大臣にも差し上げますけれども、中身、理念は申しません。結論だけ申し上げれば、わざか一万人そこそこの中卒生で朝日新聞認定——私は朝日新聞が立派だとは思いませんし、週刊朝日も特にそうだと思います。朝日新聞が、一つの基準でしようと昭和に一日でも生きた、優秀な、活躍した日本人一万七百人というのを選んで「現代日本朝日人物事典」というものに収録しているわけでござります。朝日新聞の認定ですから、入っていない人も怒つていただいては困りますけれども、一つの基準なのでしょうけれども、そこで、すべての大学を含めて、旧帝国大学その他全部含めて、スポーツ選手、芸能人を除きますと、全国で二十位台に入ってくる人材を送り出しているわけです。これはもうデータ的に極めて有意な個性、特色ある教育をやっているというふうに私は思います。与謝野家としてはそちらに行かれたらどうだったかなとは思いますが、そういうことは現実には、つまり、個性ある教育と盛んに言いますけれども、結局、この経常費の場合でも目的がかなりつくり、特に、これは高校以下ですね、大学以上になつたらもうめちゃくちゃと言うと悪いですけれども、特別補助だけが増額要求されているわけですよ。どこが個性のある教育に対してか。もとも

と、皮肉に言えば、文部省が個性のある教育と言つて、これが個性だと認定するものじゃないといふ意見もあるでしようけれども、ならば、認定できない範囲内である程度自由におやりください。というふうにしていくべきなのではないか。ところが、私学の助成は総額としてはカットされ、わ、一応思っているところに聞としては、大体もうちょっと特別のものをやるんだというふうになつてゐる。これはおかしいぢやないですか。

特に大学の場合なんかそうなんですね。私立大学等経常費補助は全部特別補助だけが増額要求の対象になつていて、九十二億円の増額要求でですが、その九十二億円全部が特別補助なんです。どこが一体、私学あるいは私学を含めて全体の教育の個性化ということになつていくのか。この点に関して、まず私立大学のことは事務当局、それから、それを含めて理念はぜひとも大臣からもう一度お答えいただきたいと思います。

○与謝野国務大臣 ただいま先生が御指摘になりましたのは教育改革推進特別経費といふものだと思いますが、この経費も、例えば私学の特性を生かしつつ教育の個性化・多様化等教育改革への私学の自主的な取り組みを財政面から積極的に支援するという趣旨のものでございまして、私学の自主性を損なう性格のものではないというふうに考えております。

○栗本委員 私学の自主性を損なわないかもしれない、百歩譲つて。しかし、個性ある教育を伸長させる、伸ばす、あるいは、官学とは違う、公立の学校とは違う、ある程度自由な、もちろんベーシスは一致するにしても、私学のそらしたものを使はしていくということにはならないぢやないであります。それにについてお答えいただきたい。

○与謝野国務大臣 私学というのはもともと建学の精神を持っておりますから、それぞれの私学が個性豊かな教育をやっているわけでございまして、そういう範囲内ではそれぞれの私学が個性伸長のために努力をしているというのは紛れもない事実であると私は思っております。

○栗本委員 それは、そうおっしゃられれば、私学のことは御存じないのぢやないかなと思ひながら、そういうことであつてほしいというふうに私も考えますけれども、まずそれを含めて、大学、高校、それ以下を含めて全体の総額が余りにも基本的に少な過ぎる。これは、先ほどからのお話でありますけれども、五〇%減が前年度あつて、それが結局二五%減になつたらそれをベースにせざるを得ないかとおっしゃいました。そういう状況、実情というのは、これは確かに今日本の予算全般を眺めればあるかも知れない。しかし、それならば根本的な何か新しいチャンネル、科目を立ててやつていくとか、プロジェクトを立ててやつていく、日本の教育をどうする、私学はどう公立はどうだといふことは一切できることになつてしまふぢやありませんか。

それは去年の、前年度の予算をここを少し変える、たかだかほのかのところは3%アップだけれども、こつちは6%アップを要求するとか、そんなことじや全く、ございきつといふか、前の所信にいたしました、今申し上げている個性ある教育、今までが個性ある教育ならないのですよ、そうじやないと私は思うのですよ。それを2%、3%，たかだか一〇%ぶらやしていくということじゃどうしようもないぢやありませんか。それはどういう方向をお出しになろうとしているのか、ぜひそこをお答えいただきたいのですね。去年のものをちょっと、少しこつちは5%多い、こつちは3%多い、だから重点的だなんということは言つてもらいたくない、そういうことなんですよ。

わば先生今御指摘になつたような経常費という分類の中に入るわけでございまして、これは非常に厳しいシーリングがかかつておりまして、マイナス一〇%というような厳しいシーリングの中での最大限の努力をした要求ということでございまして、やはりその要求を全般的に努力し、実現していくという中にあって、御指摘がありました個性的な教育、創造性のある人間を育てる教育というものを進めていかなければならないのではないかということとございます。

例えは、私立大学の経常費補助につきましては九十二億円増、確かにこれは御指摘のようにすべて特別補助でございますが、これは、私学関係者等によります運営審議会、これを私学振興財団の中に設けまして、その私学振興財団が、各大学がそれぞれ自主的な自分の責任において出してくるいろいろなプロジェクトなり教育の物の考え方なり、そういったものをこの運営審議会で審議をいたしまして、金額に限りがございますので審議をいたしまして、それによって特別補助金を交付するというような形に相なつておるわけでござります。

そもそもやはり基本は、各私立大学の自主的な判断、努力に基づくいろいろなプロジェクトであり、それを審議する私学振興財団の方も、私学関係者等を含めました運営審議会でそれを判断していくというようなシステムをとつておるわけでございます。御案内のように、金額が限りがござりますので、すべてを認めるというわけにはいかないわけでございますが、御指摘のような点については、そういったシステムなりあるいは運営の努力をいたしておるつもりでございます。

○栗本委員 余り限りがあり過ぎるのだというふうとなんですね。これは文部省に御質問申し上げてもそれだけではいけないかと思いますが、要望をしておけば、事務当局担当者も、当該、次期大臣も、常に抜本的な改善の方向をお考えいただきたく、いふうに思うわけです。

それに関連して、これは私立だけじゃございません

せんが、大臣のごあいさつの中に戦後最大とも言われる大学改革が進行中であるとございまして、

私が、ちょっととさっぱりわからないのですが、どう

いうのが今戦後最大の大学改革が進行中なのか、ちょっととよくわからせていただきたいと思います

が。

○与謝野国務大臣 先生は大学で講義をされておられましたので、私どもより大学のことはよく御存じだと思いますが、一つは、やはり大学の入試

の改革というは一つの大きな改革の柱であると思

います。もう一つの改革の柱は、やはり定められた単位を大学四年間で履修していくだくとい

うことは必要でございますけれども、その履修科

目、履修内容については、その単位を、単位数に

到達していれば、それぞの大学において全く自

主的にカリキュラムを御編成いただくというの

も、一つの大学改革であると思います。

それと同時に、大学間の交流というのも既に始まっています、国立大学のケースでいま

すと、例えば、一橋大学の生徒が東京工業大学に

行つて単位を取つてくる、あるいは東工大の生徒

が一橋大学へ行つて単位を取つてくる。この大学

は、実は一橋大学は全く法文系の大学でございま

すし、また東工大は理工系の大学でございまし

て、全く違う大学間で単位を認め合うというよ

うな制度もござりますし、もちろんこういう大学間の交流というのも盛んになつてまいりますし、

また、大学院大学の充実等もこれからどんどん図

られてまいりますし、そういう意味では、今まで栗本先生あるいは我々が大学を行つておりますこ

の、教養課程を経て、次に専門課程を履修する

ということは私も理解しておりますけれども、私は考

えております。

○栗本委員 それなりの改革が現在進行中であるということは私も理解しておりますけれども、私は学も含めまして戦後最大とおっしゃるには、どう

いう理念でどういう方向に、改革というもののいきさつではなくて、それがさっぱり私にはわから

ないのですね。

例えば、教養課程、これは主として国公立の場合に確固たる制度としてでき上がって、私立大学の方は大体統割りになつているというのが現状ですけれども、それでも教養課程と称するのは

私立大学もあります。これを国立大学では教養部とか、大体教養部とついていたのですが、これが

教養部というのではちょっと格好悪いかなとい

うことが本音だらうと私は思います、何とか学

部に変わる。このとき、学問の名称がない学部をつくるなよと私は言つきましたが、しばしばそ

れができる、そこが実際教養課程を、つまり英語とか自然科学の基礎科目を教えて、それで三、四

年の専門課程もやつてあるふりをするということ

なのですよ。そういうふうに私は理解していま

す。だから、おかしなことなのでしょうけれども、京

大でも神戸大学でも教養部の先生はいなくなつ

てしまつて、みんな何とか学部の教授になつてしまつたけれども、教養課程の部分は残つてゐるじ

うか、それは、もとは教養部だった学部の先生方が行つて教えるということに現実になつてゐるじ

うか。もちろん、それでも変化といえれば変化だけれども、一体理念としてどういう方向に持つ

いこうとしているのか。

例えば、アメリカには国立大学というのはあり

ません、州がありますけれども、ですから、州が

ステートですから国だといえばこれは国立大学に

なりますが、ほとんどの場合第三セクターのよう

にして運営されている。ミネソタ大学という大学

があります。これは州立ですが、ミネソタ州より

前に大学があるのでから。後で州の政府ができ

てということで、当然自立性もありますし、一種

の広い意味の第三セクターです。私立大学もそ

うです。シカゴ大学も、実質、シカゴ市も入つてい

れば、そういう第三セクターだらう。例えばそ

ういう方向に持つて、こうとかいうことがあるのかどうか。あれば、それは戦後最大でありますよ

う。

それから、今、一橋と東工大の例を出されまし

たけれども、私は自説として、東京の東京大学以外にばらばらの国立大学があり過ぎる。相互の研究、教育にも難点があり過ぎる。それを頑張つ

て、國公立が安いからいけないといつてこれを上

げるという、これもおかしいじゃないですか。

こういったことも含めて、個性ある教育とは全然私は思えないのですが、理念が一体あるのだろうか、大学をどうするのかということについて、

これを持ちながら、どういう理念をお持ちなのか。

○吉田(茂)政府委員 基本理念としては、まさ

りますけれども、理工系のデータをとればまだ高

いですね、全世界的に。しかし、年齢が若いと

か、低くなっています。ならば今が最後だと言つ

ていますが、それをやれといきなり言いません

が、そうした何か理念なり、こういう方向に持つ

ていくんだということがあれば、私立大学も含め

て、戦後最大と言えるのでしょうか、ちょっと余

りにも小手先の話に過ぎるのじゃないかと思うの

ですね。それを、どういう理念をお持ちなのか。

後だというのは、教授のレベルが、いろいろ言わ

れますけれども、理工系のデータをとればまだ高

いですね、全世界的に。しかし、年齢が若いと

か、低くなっています。ならば今が最後だと言つ

ていますが、それをやれといきなり言いません

が、そうした何か理念なり、こういう方向に持つ

ていくんだということがあれば、私立大学も含め

て、戦後最大と言えるのでしょうか、ちょっと余

りにも小手先の話に過ぎるのじゃないかと思うの

ですね。それを、どういう理念をお持ちなのか。

○吉田(茂)政府委員 基本理念としては、まさ

りますけれども、理工系のデータをとればまだ高

いですね、全世界的に。しかし、年齢が若いと

か、低くなっています。ならば今が最後だと言つ

ていますが、それをやれといきなり言いません

が、そうした何か理念なり、こういう方向に持つ

ていくんだということがあれば、私立大学も含め

て、戦後最大と言えるのでしょうか、ちょっと余

りにも小手先の話に過ぎるのじゃないかと思うの

ですね。それを、どういう理念をお持ちなのか。

それから、今、一橋と東工大の例を出されまし

たけれども、私は自説として、東京の東京大学以

て、國公立が安いからいけないといつてこれを上

げるという、これもおかしいじゃないですか。

こういったことも含めて、個性ある教育とは全

然私は思えないのですが、理念が一体あるのだろうか、大学をどうするのかということについて、

これを持ちながら、どういう理念をお持ちのか。

○栗本委員 まさに個性のないお答えで、もう

豊かな、自由な教育を行つていただくといふのが基本理念でございます。

○与謝野国務大臣 一言で言えば、それぞれ個性

がつくりするわけですから、国立と、公立も

あります、国公立と私立といふ、これが高校以

下にもあるけれども、大学もある。これはやは

り私立は補完なんですか。日本の歴史は、やはり

立に行けば授業料は高い。だから、授業料が高く

て、国公立が安いからいけないといつてこれを上

げるという、これもおかしいじゃないですか。

こういったことも含めて、個性ある教育とは全

然私は思えないのですが、理念が一体あるのだろうか、大学をどうするのか

か、大学をどうするのか

ことができるだらう、こういうことでございまして、ボーナスの掛金の負担をどのぐらいにするかというの、これはまた政令で定める範囲内で定款で定めるということになつておりますけれども、そのような効果を持つものとしてボーナスの掛金徴収を考えているところでございます。

○山原委員 時間が参りましたのでこれでおきますが、やりとりをする時間がありませんけれども、これは国民的な合意もまだ得られていないわけですから、私は、一度撤回してさらに検討すべきだということを申し上げて、質問を終わります。

午後零時三十八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

平成六年十一月四日印刷

平成六年十一月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C